

安衛法 66 条 歯科特殊健診実施しています。

安衛法 66 条 3

事業者は、有害な業務で、政令に定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

政令 22 条

法第 66 条 3 で定める有害な業務はつぎのとおりとする。

政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄リンその他歯又はその支持組織に有害なもののガス、蒸気又は粉塵を発散する場所における業務とする。

健診料は来院された場合、特殊健診のみ 3150 円。

出張は要相談。